（需給調整事業部の所掌事務）

第七百六十二条の二　需給調整事業部は、前条第一項第三号（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること及び青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関することを除く。）、第八号（派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。第七百八十六条第一項第五号、第七百八十八条の二第二号及び第七百八十八条の六第二号において「請負労働者」という。）に関するもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に限る。）及び第十号（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（労働基準部に置く課等）

第七百七十七条　労働基準部に、次に掲げる課及び室を置く。

監督課

賃金課（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

賃金室（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局を除く。）

健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）

安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）

健康課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）

労災補償課

（監督課の所掌事務）

第七百七十八条　監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

三　（略）

四　前二号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労働者の保護に関すること（労災補償課及び賃金課並びに賃金室の所掌に属するものを除く。）。

五～七　（略）

（削る）

（削る）

八・九　（略）

（削る）

十　（略）

（削る）

（需給調整事業部の所掌事務）

第七百六十二条の二　需給調整事業部は、前条第一項第三号（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること及び青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関することを除く。）、第八号（派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。第七百八十六条第一項第五号、第七百八十八条の二第二号及び第七百八十八条の七第二号において「請負労働者」という。）に関するもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に限る。）及び第十号（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（労働基準部に置く課）

第七百七十七条　労働基準部に、次に掲げる課を置く。

監督課

賃金課（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

（新設）

健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）

安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）

健康課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）

労災補償課

（監督課の所掌事務）

第七百七十八条　監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　賃金の支払、最低賃金その他の賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

四　（略）

五　前三号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労働者の保護に関すること（労災補償課の所掌に属するものを除く。）。

六～八　（略）

九　賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関すること。

十　家内労働者の福祉の増進に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

十一・十二　（略）

十三　地方最低賃金審議会の庶務に関すること。

十四　（略）

2　東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の労働基準部の監督課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第四号、第五号（賃金課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。